

# 令和8年 第1回

## 幕別町選挙管理委員会議案

令和8年1月21日 14:00

幕別町役場 応接室

幕別町選挙管理委員会

### [審議議案一覧]

- 報告第1号 専決処分した事件の承認について（選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間について）
- 議案第1号 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部の設置
- 議案第2号 ポスター掲示場の設置について
- 議案第3号 選挙啓発宣伝計画について
- 議案第4号 選挙人への移動支援事業の実施について
- 議案第5号 投票所の場所の指定について
- 議案第6号 投票所閉鎖時刻の繰上げについて
- 議案第7号 期日前投票所の場所及び設置期間の指定について
- 議案第8号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定について
- その他

【参考】第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査事務処理日程表

報告第1号 専決処分した事件の承認について（選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間について）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第1号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する

令和8年1月19日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

登録の移替えをしない期間 令和8年1月20日から令和8年2月8日まで

---

【公職選挙法施行令】

（登録の移替え）

第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

# 議案第1号 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部の設置

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における「第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部」を次のとおり設置する。

## 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部 設置要綱

### 1 設置目的

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及び選挙をきれいにする国民運動を積極的に推進するため、幕別町選挙管理委員会事務局内に、衆議院議員総選挙幕別町実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

### 3 組織

本部の事務を処理するため、本部に次の班を置く。

- (1) 選挙班
- (2) 投票班
- (3) 啓発班
- (4) 開票班
- (5) 期日前投票班
- (6) 忠類選挙班

### 4 機構

- (1) 本部に本部長、事務局長、事務局次長及び班長を置く。
- (2) 本部長には幕別町選挙管理委員会事務局長、事務局長には同書記長、事務局次長には同書記次長をもって充てる。
- (3) 班長は、選挙管理委員会書記の中から本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し事務を統理する。
- (5) 事務局長は、上司の命を受けて分担班の事務を掌理する。

(6) 班長は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。

## 5 班の所掌事務

各班の担当及び所掌事務は、次のとおりとする。

班 名	担当係	所 掌 事 務
選 挙 班	行 政 係 総 務 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙管理委員会、告示、庶務一般、選挙人名簿、入場券、選挙運動・政治活動、予算の執行</li> <li>・ 開票管理者、開票立会人の選任</li> <li>・ 他班及び関係機関との連絡調整</li> </ul>
投 票 班	契約管財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任</li> <li>・ 投票事務用品の調達、投票所の設備</li> </ul>
啓 発 班	D X推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発宣伝計画の樹立及び実施</li> <li>・ 選挙をきれいにする国民運動の推進</li> <li>・ 選挙公報の配付、確認</li> <li>・ 防災行政無線による啓発の実施</li> <li>・ ポスター掲示場の設置及び管理</li> <li>・ 街頭啓発、啓発ポスターの配布</li> </ul>
開 票 班	情報管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開票事務従事者の選任</li> <li>・ 開票事務用品の調達、開票所の設備</li> <li>・ 開票結果、速報関係</li> </ul>
期日前投票班	総 務 係 政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期日前、不在者投票（郵便による不在者投票）に関すること</li> <li>・ 期日前投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任</li> <li>・ 不在者投票指定施設の指導</li> <li>・ 期日前投票所投票管理者の割当調整</li> <li>・ 期日前投票所投票管理事務従事</li> </ul>
忠類選挙班	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 忠類地域における選挙管理執行に関することで、他の班の所掌する事務以外のもの</li> </ul>

6 この本部は、令和8年1月21日に設置する。

議案第2号 ポスター掲示場の設置について

第51回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、次のとおり設置する。

投票区	設 置 場 所			
第1投票区	1 幕別町役場庁舎前		8 西猿別近隣センター前	道道明停線沿
	2 本町近隣センター前		9 猿別近隣センター前	道道明停線沿
	3 JR幕別駅前		10 金比羅山記念碑南側	途別新川線沿
	4 寿町近隣センター前		11 相川農業担い手センター前	相川6線沿
	5 相川北近隣センター前	相川3線沿	12 相川西近隣センター前	国道38号沿
	6 グループホームあさひ前	千代田通沿	13 新和近隣センター前	
	7 幕別北ふれあい交流館前		14 新和北会館前	道道明停線沿
第2投票区	15 幕別小学校前	平和通沿	20 ニッタ農林事業所前	幕別本通沿
	16 緑町近隣センター前	平和通沿	21 鉄南ふれあい交流館前	
	17 緑町団地道路9号交差点	平和通沿	22 東部耕地出張所前	曙通沿
	18 新川近隣センター前	国道38号沿	23 軍岡集落センター前	道道幕大線沿
	19 大豊近隣センター前	大豊3号線沿	24 南勢近隣センター入口	道道幕大線沿
第3投票区	25 糠内コミュニティセンター前	糠内古舞線沿	29 明倫近隣センター前	明倫14号線沿
	26 美川農業担い手会館前	美川西2線沿	30 明倫第2会館前	糠内古舞線沿
	27 まなびや中里前	道道幕大線沿	31 道道豊頃糠内芽室線交差点	道道明停線沿
	28 道道豊頃糠内芽室線交差点	道道幕大線沿		
第4投票区	32 途別ふれあい交流館前	道道更幕線沿	35 共栄ピクルス前	日新線沿
	33 依田9線交差点	道道更幕線沿	36 古舞近隣センター前	道道更幕線沿
	34 日新近隣センター前	日新線沿	37 古舞北会館前	道道更幕線沿
第5投票区	38 旧蝦夷文化考古館前	国道38号沿	46 春日団地バス待合所前	幕別札内線沿
	39 町道千住11号線バス停付近	国道38号沿	47 札内コミュニティセンター前	青葉通沿
	40 千住西ふれあい交流館前		48 JR札内駅北口前	
	41 スマイルパーク北側	千住3線沿	49 札内中央近隣センター前	国道38号沿
	42 稲志別近隣センター前	幕別札内線沿	50 JR札内駅南口前	
	43 稲志別3号橋東側	途別新川線沿	51 ぴあざフクハラ札内店東側	青葉団地道路11号沿
	44 白人公園前	札内東通沿		
45 春日近隣センター前	春日10号通沿	52 泉町近隣センター前		
第6投票区	53 豊町本通終点	豊町南本通沿	55 札内スポーツセンター北側	札内10号線沿
	54 暁町近隣センター前		56 JAさつない野菜センター東側	千住3線沿
第7投票区	57 あかしや近隣センター前		61 文京みずみ丘近隣センター前	文京町1号線沿
	58 札内南保育園南側		62 あかしや南近隣センター前	
	59 札内南コミュニティセンター前		63 西和会館前	札内西和線沿
	60 いなほ公園北側	道道更幕線沿	64 依田野球場前	
第8投票区	65 若草町近隣センター前		67 札内4線踏切南側	札内4線沿
	66 桂町近隣センター前		68 若草南公園北側	

投票区	設 置 場 所			
第9投票区	69 河川緑地運動公園入口	札生南通沿	72 DCM札内店北側	国道38号沿
	70 北栄町近隣センター付近		73 羽衣亭札内店西側	札生南通沿
	71 らーめん喜一郎前	国道38号沿	74 北栄24号終点	札生南通沿
第10投票区	75 札内北保育所前	千住3線沿	78 札内北コミュニティセンター前	
	76 川岸自動車東側	国道38号沿	79 桜町近隣センター前	
	77 札内北公園前	北町西通沿		
第11投票区	80 駒島公民館前		85 せせらぎ団地入口付近	忠類せせらぎ線沿
	81 町道弘和15線交差点付近	道道幕大線沿	86 忠類小学校グラウンド西側	
	82 中当近隣センター		87 忠類ふれあいセンター福寿北側	国道236号沿
	83 幌内近隣センター		88 上忠類近隣センター	
	84 忠類コミュニティセンター前		89 西当近隣センター	

#### 【公職選挙法】

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

## 議案第3号 選挙啓発宣伝計画について

第51回衆議院議員総選挙における選挙啓発宣伝計画を次のとおり策定する。

### 第51回衆議院議員総選挙啓発宣伝計画

幕別町選挙管理委員会  
第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高  
裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部

実施事項	実施の内容	実施期間	摘要
1 選挙実施本部の設置	・庁内に選挙実施本部を設置し、衆議院議員総選挙への関心を高め、明るく正しい選挙を実現するため、関係機関、団体等と密接な連絡を図り、啓発宣伝を行う。	選挙期間中	
2 明るい選挙強調週間の設定	・選挙期日前1週間を「明るい選挙強調週間」として、明るい選挙の実現と棄権防止に万全を期する。	投票日前1週間	
3 文書による啓発 (1) 広報折り込みによる啓発 (2) SNSによる啓発	・投票区再編に伴う移動支援などを「広報まぐべつ」2月号の発行に合わせて配布し、周知徹底を期する。 ・SNS (Facebook、X等) を活用し、投票の呼びかけ等の選挙啓発を行う。	2月1日  選挙期間中	
4 視覚による啓発	・標語入り看板を作成し、役場庁舎、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所に掲示する。	選挙期間中	
5 聴覚による啓発 (1) 広報車及び防災行政無線による啓発 (2) 各種会合等での宣伝	・町広報車による町内巡回及び防災行政無線の活用により、明るく正しい選挙啓発及び棄権防止を呼びかける。 ・期間中開催される諸会合において、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	
6 その他 (1) 街頭啓発の実施	・選挙管理委員会委員による街頭啓発を実施し、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	

## 議案第4号 選挙人への移動支援事業の実施について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における選挙人への移動支援事業について、次のとおり実施する。

### 1 目的

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の投票率向上を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 幕別町のコミュニティバスの臨時運行及び運賃無償化

投票日前日及び投票日当日の2日間、コミュニティバスの臨時運行を実施する。

また、投票のために幕別町のコミュニティバスを利用した選挙人と選挙に同伴する子どもの運賃を無償とする。

無償とした運賃については、利用実績に応じて、第51回衆議院議員総選挙に係る予算から運行事業者に対して負担金として支払いをし、通常運行のない休日に係る費用は、委託料として支払いをするものとする。

#### (2) 期日指定乗合型巡回車の運行

期日前投票期間中、統廃合した農村地区の旧投票区及び忠類地区を対象に期日指定乗合型巡回車を運行し、期日前投票所までの送迎を実施する。

対象となる地域の選挙人名簿に登録されている65歳以上の方で、自動車運転免許を持っていない方について、期日を指定し、事前予約による公用車での無料送迎を行う。

#### (3) 幕別町の外出支援サービスの対象拡大

期日前投票期間の平日及び投票日当日、65歳以上の1人暮らし高齢者等で、公共交通機関の利用が困難で他に移動手段のない方に対して、幕別町が実施する外

出支援サービス（利用回数1か月につき3回まで）を投票のために別枠で利用できることとする。

なお、外出支援サービスに係る費用は、利用実績に応じて、第51回衆議院議員総選挙に係る予算から事業者に対し、委託料として支払いをするものとする。

## 議案第5号 投票所の場所の指定について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における投票所の場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり指定する。

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	本町130番地1	幕別町役場
第2投票区	新町122番地1	幕別町保健福祉センター
第3投票区	字糠内251番地1	糠内コミュニティセンター
第4投票区	字途別226番地9	途別ふれあい交流館
第5投票区	札内青葉町311番地11	札内コミュニティプラザ
第6投票区	札内暁町252番地179	暁町近隣センター
第7投票区	札内文京町28番地8	札内南コミュニティセンター
第8投票区	札内若草町551番地3	若草町近隣センター
第9投票区	札内北栄町23番地2	北栄町近隣センター
第10投票区	札内桜町132番地1	札内北コミュニティセンター
第11投票区	忠類錦町439番地1	忠類コミュニティセンター

---

### 【公職選挙法】

(投票所)

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

### 【最高裁判所裁判官国民審査法】

第13条（投票の時及び場所） 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

## 議案第6号 投票所閉鎖時刻の繰上げについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における投票所閉鎖時刻の繰上げについて、次のとおり定める。

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	投票所の施設の名称及び所在地	理由
第11投票区	午前7時00分	午後7時00分	忠類コミュニティセンター 幕別町忠類錦町439番地1	選挙有権者が少なく、農村地帯であるため集落が密集し、朝から夕方までの間に投票を終える有権者が大半であり、各投票区の有権者の同意を得ているため、閉鎖時刻を繰り上げるもの。

### 【公職選挙法】

（投票所の開閉時間）

第40条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

- 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

## 議案第7号 期日前投票所の場所及び設置期間の指定について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所及び設置期間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定する。

### 1 第51回衆議院議員総選挙

期日前投票所名	場 所	設置期間
幕別町役場 期日前投票所	幕別町本町130番地1	選挙期日の公示の翌日から選挙期日の前日まで
忠類コミュニティセンター 期日前投票所	幕別町忠類錦町439番地1	選挙期日の公示の翌日から選挙期日の前日まで
札内コミュニティプラザ 期日前投票所	幕別町札内青葉町311番地11	選挙期日の公示の翌日から選挙期日の前日まで

(参考)

選挙期日が2月8日の場合は、1月28日から2月7日まで

### 2 第27回最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票所名	場 所	設置期間
幕別町役場 期日前投票所	幕別町本町130番地1	審査の期日前7日から審査の期日の前日まで
忠類コミュニティセンター 期日前投票所	幕別町忠類錦町439番地1	審査の期日前7日から審査の期日の前日まで
札内コミュニティプラザ 期日前投票所	幕別町札内青葉町311番地11	審査の期日前7日から審査の期日の前日まで

(参考)

選挙期日が2月8日の場合は、2月1日から2月7日まで

【公職選挙法】

(投票所)

第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(期日前投票)

第48条の2 略

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
-------	-----	--

※ 第48条の2第6項の規定による読み替え

→第39条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第16条の2（期日前投票の時及び場所）審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行う。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

議案第8号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定について

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定する。

指定する期日前投票所 幕別町役場期日前投票所

【公職選挙法】

(期日前投票)

第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、**期日前投票所**において、行わせることができる。

1～6 略

(在外投票等)

第49条の2 略

2及び3 略

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)
------------	--------	---

【公職選挙法施行令】

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第65条の13 略

2及び3 略

4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

※ 法第49条の2第4項の規定による読み替え

→第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)において、行わせることができる。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第26条(投票及び開票に関するその他の事項) この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。